

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例概要

1 保育所等の利用者負担額

子ども・子育て支援法の一部改正(元.5.17 公布、元.10.1 一部施行)及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正(元.5.31 公布、元.10.1 一部施行)により幼児教育・保育が無償化されることに伴い、保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保護者等に係る利用者負担額を次のとおり改定する。

(1) 私立幼稚園・認定こども園教育標準時間利用者負担額(保育料)(月額)

区 分		改 正 案		現 行	
		3歳児	4・5歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		現行どおり		0円	
住民税非課税及び均等割のみ課税世帯					
住民税所得割額	77,100円以下	0円		6,600円	5,800円
	77,101円以上 211,200円以下	0円		9,800円	9,700円
	211,201円以上 256,300円以下	0円		11,500円	11,400円
	256,301円以上	0円		13,000円	12,900円

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

(2) 保育所利用者負担額

ア 標準時間保育料(月額)

区 分		改 正 案		現 行		
		0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		現行どおり		0円		
住民税非課税世帯	母子世帯					
		その他世帯	0円	2,400円		
住民税均等割のみ			0円	3,700円	3,000円	3,000円
住民税所得割額	5,000円未満	現行どおり	0円	4,000円	3,600円	3,600円
	5,000円以上 10,000円未満		0円	4,800円	4,400円	4,300円
	10,000円以上 23,200円未満		0円	9,400円	8,100円	8,100円
	23,200円以上 36,400円未満		0円	11,400円	10,200円	10,000円
	36,400円以上 48,600円未満		0円	12,700円	12,600円	12,400円
	48,600円以上 72,800円未満		0円	19,900円	14,500円	14,400円
	72,800円以上 97,000円未満		0円	24,300円	16,600円	16,500円

住 民 税 所 得 割 額	97,000円以上 115,000円未満	現 行 ど お り	0円	27,700円	19,000円	18,900円	
	115,000円以上 133,000円未満		0円	30,200円	20,800円	20,700円	
	133,000円以上 151,000円未満		0円	32,500円	22,300円	22,200円	
	151,000円以上 169,000円未満		0円	34,900円	23,700円	23,500円	
	169,000円以上 185,500円未満		0円	37,900円	26,200円	24,400円	
	185,500円以上 202,000円未満		0円	40,000円	27,700円		
	202,000円以上 218,500円未満		0円	41,800円	28,800円		
	218,500円以上 235,000円未満		0円	43,900円	30,000円	30,900円	25,400円
	235,000円以上 251,500円未満		0円	46,600円			
	251,500円以上 268,000円未満		0円	48,400円			
	268,000円以上 284,500円未満		0円	50,000円		31,900円	26,400円
	284,500円以上 301,000円未満		0円	51,800円			
	301,000円以上 349,000円未満		0円	56,800円			
	349,000円以上 397,000円未満		0円	63,400円		31,900円	26,400円
	397,000円以上 443,600円未満		0円	69,200円			
	443,600円以上		0円	73,800円			

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

イ 短時間保育料（月額）

区 分		改 正 案		現 行		
		0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		現行どおり		0円		
住民税非課税世帯	母子世帯	現行どおり		0円		
	その他世帯	0円		2,000円		
住民税均等割のみ		0円	3,100円	2,500円	2,500円	
住 民 税 所 得 割 額	5,000円未満	0円	3,400円	3,000円	3,000円	
	5,000円以上 10,000円未満	0円	4,000円	3,700円	3,600円	
	10,000円以上 23,200円未満	0円	7,900円	6,800円	6,800円	
	23,200円以上 36,400円未満	0円	9,500円	8,500円	8,400円	
	36,400円以上 48,600円未満	0円	10,600円	10,500円	10,400円	
	48,600円以上 72,800円未満	0円	16,600円	12,100円	12,000円	
	72,800円以上 97,000円未満	0円	20,300円	13,900円	13,800円	

住 民 税 所 得 割 額	97,000円以上 115,000円未満	現 行 ど お り	0円	23,100円	15,900円	15,800円	
	115,000円以上 133,000円未満		0円	25,200円	17,400円	17,300円	
	133,000円以上 151,000円未満		0円	27,100円	18,600円	18,500円	
	151,000円以上 169,000円未満		0円	29,100円	19,800円	19,600円	
	169,000円以上 185,500円未満		0円	31,600円	21,900円	20,400円	
	185,500円以上 202,000円未満		0円	33,400円	23,100円		
	202,000円以上 218,500円未満		0円	34,900円	24,000円		
	218,500円以上 235,000円未満		0円	36,600円	25,000円	25,800円	21,200円
	235,000円以上 251,500円未満		0円	38,900円			
	251,500円以上 268,000円未満		0円	40,400円			
	268,000円以上 284,500円未満		0円	41,700円			
	284,500円以上 301,000円未満		0円	43,200円		26,600円	22,000円
	301,000円以上 349,000円未満		0円	47,400円			
	349,000円以上 397,000円未満		0円	52,900円			
	397,000円以上 443,600円未満		0円	57,700円			
	443,600円以上		0円	61,500円			

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

2 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定整備

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める規定整備を行う。

3 施行期日

本年10月1日

4 その他

本条例の改正に伴い、付則で「墨田区特別保育の利用に関する条例」の一部を改正する。